

大阪市天王寺区役所ホームページバナー広告掲載ガイドライン

(目的)

第1条

大阪市天王寺区役所の Web サイトにバナー広告を掲載するにあたっては、その規格及び広告表現について、「大阪市広告掲載要綱」「大阪市天王寺区役所広告取扱要綱」「大阪市天王寺区役所広告掲載要領」のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第2条

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力ができるような誤解を与えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるような誤解を与えるもの)

(規格)

第3条

- (1) 縦 60 ピクセル×横 120 ピクセルとすること
- (2) ファイル形式は GIF (アニメ可)、JPEG、PNG のいずれかとすること
- (3) データ容量は 15KB 以内とすること
- (4) カラーコントラスト比 4.5 : 1 を確保すること

(GIF アニメ)

第4条

GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに光感受性発作を誘発させないようにするため、次のとおりとする。

- (1) バナー全体または一部を点滅させる場合は、1 秒間に 3 回以内とすること
- (2) アニメーションの場合は、5 秒経過したら静止すること

(区ホームページとの区別)

第 5 条

閲覧者が区のホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある表現又は閲覧者が大阪市の事業であると錯誤するおそれのある表現を使用してはならない。

(ウェブアクセシビリティ)

第 6 条

その他、大阪市ウェブアクセシビリティ方針により本市が達成すべき目標としている、ウェブアクセシビリティに関する日本工業規格 JIS X 8341-3:2010 の各達成基準を満たすこと。

附則 本ガイドラインは平成 26 年 2 月 10 日から施行する。